

所管部課		政策経営部人事課		部長		藤本 貴史	
件 名		東大和市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東京都の給与制度等を踏まえ、駐車場等の料金に関する規定を整備するとともに、通勤手当の額について引上げを図るため、規則の一部を改正する。 (2) 主な改正内容 ①駐車場等の料金（1月当たりの上限額5, 000円）に関する規定の整備。ただし、片道2キロメートル未満の職員を除く。 ②交通用具を使った場合の通勤手当の額の引上げ (3) 施行日 公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。 駐車場等を利用している職員が、令和8年4月30日までに駐車場等に係る通勤手当について届出をしたときは、当該届出は同月1日にされたものとみなす。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。 改正後、庁内に周知する。							
5. 審議結果 決定							